

# 苅田町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画



苅田町



# 苅田町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 目次

1 章 計画策定の背景	1
1-1 計画策定の背景	1
1-2 本町のごみ処理の課題	2
2 章 計画の基本的事項	4
2-1 位置づけ	4
2-2 計画期間	4
2-3 計画が対象とする廃棄物	4
2-4 計画の目標人口	4
3 章 計画の目標	5
3-1 目標一覧	5
3-2 目標の解説	5
4 章 目標実現のための取組	9
4-1 取組の体系	9
4-2 取組の内容	10
（方向性 …ごみ減量の推進）	10
（方向性 …ごみ分別・リサイクル等の推進）	13
（方向性 …ごみについて考える機会の増加）	16
（方向性 …ごみ処理システムの継続的な改善）	18
5 章 計画の推進	20
5-1 進捗管理の考え方	20
5-2 進捗管理の手順	21
5-3 計画の見直し	22
資料編	23
1．ごみ排出・処理に関する現状データ	23
2．ごみ排出量の将来予測	25
3．ごみ処理の状況	26
4．計画の検討経緯	30
5．苅田町環境審議会	31



# 1 章 計画策定の背景

## 1-1 計画策定の背景

本町では、平成 7 年に「苅田町ごみ処理基本計画（計画期間：平成 8～23 年度）」（以下、「前計画」）を策定し、ごみの減量・資源化・適正処理の取組を進めてきました。

前計画策定後、本町のごみ処理システムに幾つか変更が生じたとともに、ごみ関連の法制度が整備され、ごみ行政を取り巻く状況に変化が生じています（表- 1）。

表- 1 前計画策定以降の、本町のごみ処理システムやごみ関連法制度の変化

時期	本町のごみ処理システムの 主な変更	ごみ関連法制度の主な変化 (法の施行年)
平成 7 年	前計画策定	
平成 10 年	苅田エコプラントにて、ごみ固 形燃料 <sup>1</sup> （以下、RDF）化を開始	
平成 12 年		容器包装リサイクル法 施行 循環型社会形成推進基本法 施行
平成 13 年		家電リサイクル法 施行 グリーン購入法 施行 食品リサイクル法 施行 資源有効利用促進法 施行
平成 14 年		建設リサイクル法 施行
平成 17 年		自動車リサイクル法 施行
平成 20 年	苅田町リサイクルセンターに て、びん・缶に加えペットボト ル分別を開始	
平成 25 年 (現在)	苅田エコプラントの施設寿命を 約 10 年後と試算	小型家電リサイクル法施行

資源有効利用促進法は、再生資源利用促進法（平成 3 年施行）の改正法。

また、前計画に基づき各取組を進めてきましたが、例えば、1 人当たりのごみ排出量が想定より減っていないことなど、本町のごみ処理における課題も見えてきました（次節「1-2 本町のごみ処理の課題」（2 ページ）参照）。

よって、これらの現在及び今後起こりうる課題へ適切に対応するため、今後のごみ行政がめざすべき方向性及び取組を検討し、「苅田町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（以下、「本計画」）を策定しました。

<sup>1</sup> ごみ固形燃料（Refuse Derived Fuel：RDF）とは、生ごみ、廃プラスチック、古紙などの可燃性のごみを、粉碎・乾燥後に生石灰を混合し、圧縮・固化したものである。本町で製造された RDF はセメント工場で補助燃料として使用される。

## 1-2 本町のごみ処理の課題

本計画の策定にあたり、苅田町環境審議会にて、本町におけるごみ処理の課題を議論しました。その結果、本町におけるごみ処理の課題は以下のように整理されます。

### 1 人当たりのごみ排出量が全国や県より多い。個人レベルで排出削減が進んでいない。

ごみ排出量の実績値は、前計画策定時の予測値を下回ります（図- 1）。前計画では、人口及び 1 人当たりのごみ排出量について、右肩上がりの増加が想定されており、結果的に、ごみ排出量が過大予測でした。

しかし、1 人当たりのごみ排出量は、増加こそしていないものの、全国や福岡県と比較しても多い状況です（図- 2）。つまり、町民個人レベルで排出削減が進んでいるとは言えません。今後、個人レベルでのごみ減量を積極的に進める必要があります。

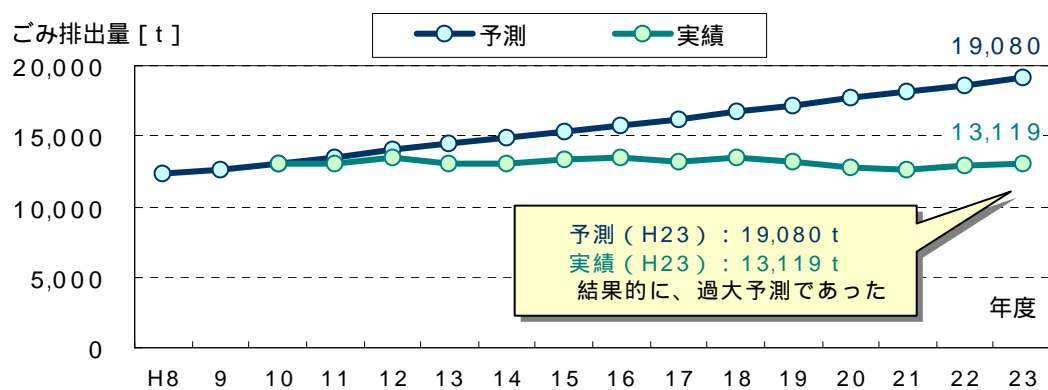


図- 1 ごみ排出量 (前計画での予測と実績)

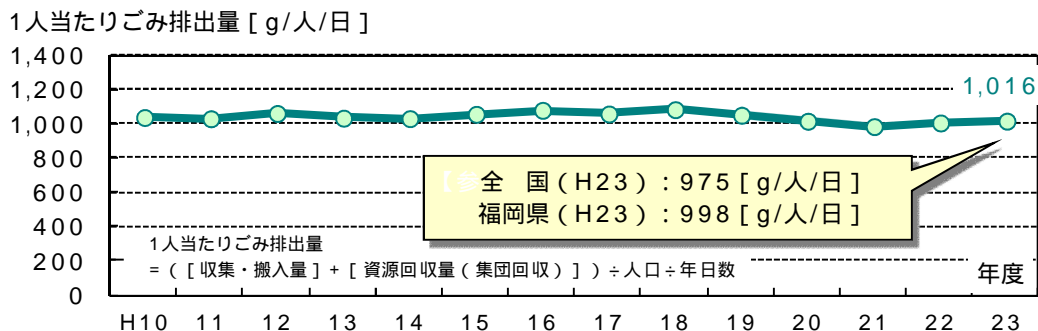


図- 2 1 人当たりごみ排出量

### リサイクル率は、RDF の効果を除けば全国平均を下回る。また、家庭系可燃ごみの中には、分別可能な紙ごみが多く含まれる。

リサイクル率は、63.1%と高い水準です。資源化物に占める RDF の割合が約 8 割であり、RDF 化による効果がリサイクル率を押し上げています。ただし、RDF 化を含まないリサイクル率は、全国や福岡県と比較して低い水準にとどまります（図- 3）。

ごみ排出量の 6 割を家庭系可燃ごみが占めますが、家庭系可燃ごみの約 1 / 3 は資源化可能なごみ（その多くは紙ごみ）<sup>2</sup>です。町民における分別の取組に改善余地があります。

<sup>2</sup> 「苅田町家庭系可燃ごみ組成調査報告書」(平成 23 年度)による。

平成 25 年 6 月から、町民団体「かんだ環境会議」の提案により、古紙の拠点回収が実施されています。この事例のように、ごみに関する情報公開や議論の場を多くつくり、町民・各種団体、事業者、行政の協働で取組を進めていくためのしくみを強化することが重要です。

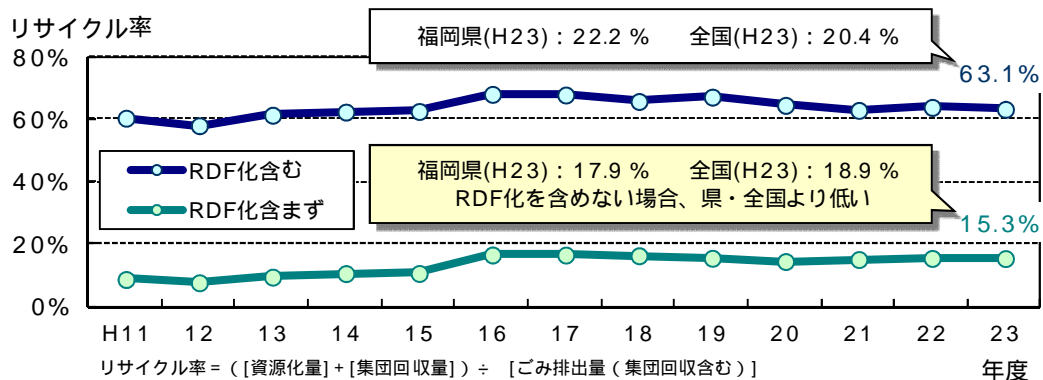


図- 3 リサイクル率 (実績)

**1 人当たりのごみ処理経費が高い。苅田エコプラントの施設寿命もふまえ、今後のごみ処理システムの方向づけが必要。**

1 人当たりのごみ処理経費が高い状況です (全国平均の 1.7 倍)。ごみ処理経費の約 60% を RDF 製造・処理費が占めています (図- 4)。RDF は、平成 18 年度以降、有償から逆有償での引取りへ変更となり、現在、金銭的価値のある有価物となっていません。

RDF 化は、再資源化に寄与するものの、ごみ処理経費を圧迫しています。平成 36 年に苅田エコプラントが施設寿命を迎えますが、できるだけ早期に、今後の処理システムを検討・選択する必要があります。

財政健全化は、町政全体の課題です。日々のごみ処理コストの低減努力に加え、ごみ処理経費の高さへの認知が広がり、必要な施策をスムーズに実行に移すための社会的合意が形成される必要があります。

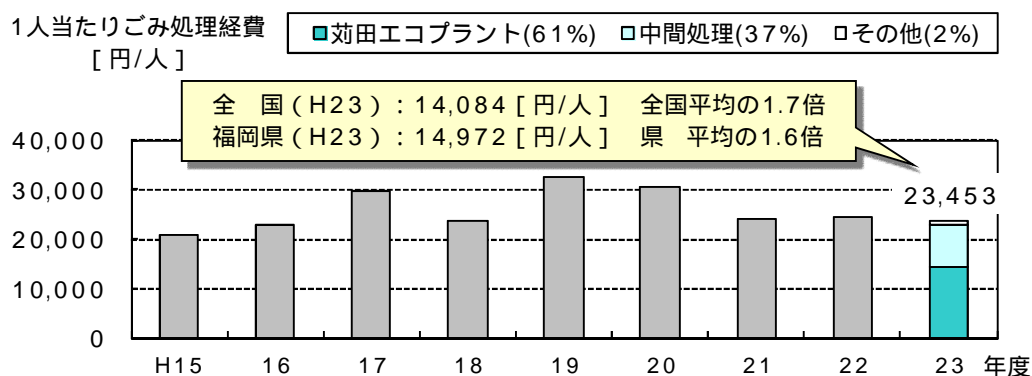


図- 4 1 人当たりごみ処理経費

**ごみ袋が無料配布であり、評判はよいものの、ごみ減量に対する町民の動機が低い。**

・本町はごみ袋を無料配布しています (なお、県内で無料配布の自治体は本町のみ)。このことが、ごみ減量に対する動機を削いでいる点は否めません。有料化の導入を含めたごみ減量に向けた議論・検討を町全体で進め、ごみ減量に取り組むことが必要です。

## 2 章 計画の基本的事項

### 2-1 位置づけ

法的な位置づけは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下、廃棄物処理法)第6条及び「苅田町廃棄物の処理及び清掃等に関する条例」(第17条)にて、策定が義務付けられている「一般廃棄物処理計画」です。

本計画は、本町におけるごみ行政の今後の基本的な方向性を示すとともに、町民・各種団体、事業者と目標を共有し、各自あるいは協働で取組を進めるための指針です。

「第2次かんた環境未来図(苅田町環境基本計画)」におけるごみ分野の部門別計画でもあります。

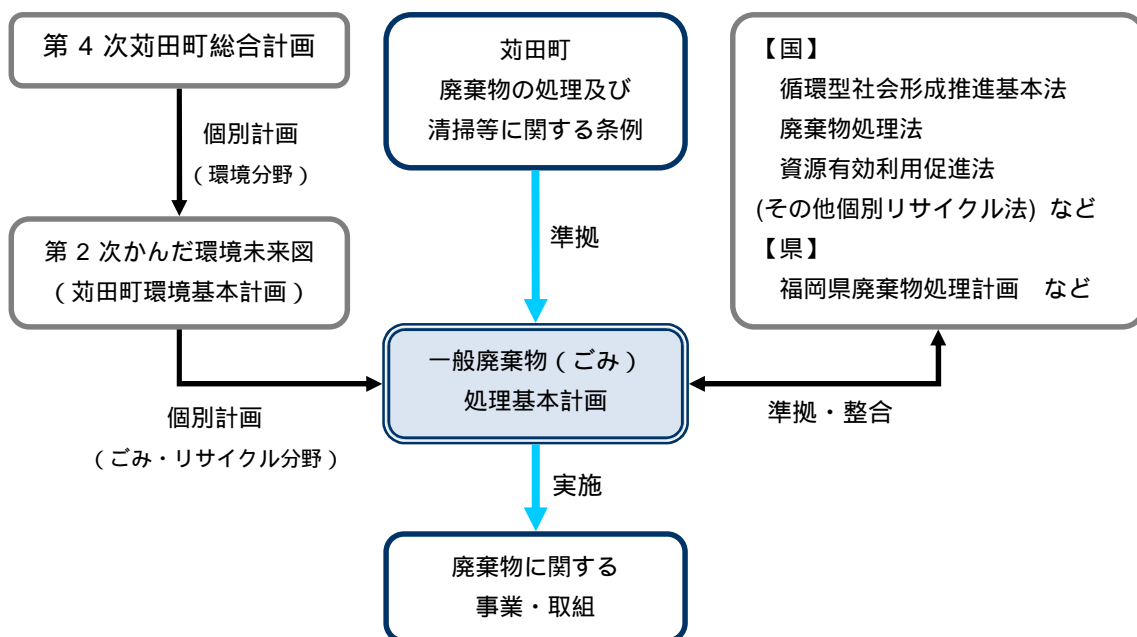


図-5 廃棄物処理法や環境基本計画との関連

### 2-2 計画期間

平成26～35年度(10年間)

### 2-3 計画が対象とする廃棄物

廃棄物処理法に基づき本町が責任を有する「一般廃棄物」を対象とします。

### 2-4 計画の目標人口

本計画の目標人口(平成35年度)は、「第4次苅田町総合計画」(平成23～32年度)における目標人口である40,000人とします。



## 3 章 計画の目標

現状のごみ行政の課題等をふまえ、本計画では、以下の 3 つの目標を設定します。

### 3-1 目標一覧

目標 (数値目標)	町民 1 人当たりのごみ排出量 <sup>1</sup> を現状比 10%以上削減する。  基準値：1,016 g/人/日 (平成 23 年度) 目標値： 914 g/人/日 (平成 35 年度)
目標 (数値目標)	ごみの分別を進め、リサイクル率 (RDF 化を除く値) を 25%以上とする。  現状値：15.3 % (平成 23 年度) 目標値：25 %以上 (平成 35 年度)
目標 (定性目標)	苅田エコプラントの施設寿命という中長期的課題をふまえ、本計画期間のできるだけ早い段階で、新たなごみ処理体制への移行について方向性を確定する。

「ごみ排出量」は、ごみとして出されたものに加え、集団/拠点回収分も含む。

### 3-2 目標の解説

目標を定める理由などについて、次ページ以降で解説します。

## 目標

### (数値目標)

町民 1 人当たりのごみ排出量を現状比 10%以上削減する。

基準値：1,016 g/人/日（平成 23 年度）

目標値： 914 g/人/日（平成 35 年度）

### <解説>

- ・「1-2 本町のごみ処理の課題」(2 ページ)で見たように、本町は、福岡県平均や全国平均と比べ、1 人当たりのごみ排出量が多くなっています(図- 2)。また、1 人当たりのごみ排出量は、人口規模の小さい自治体ほど少なくなる傾向にあります。国の統計<sup>3</sup>によれば、1,000 g/人/日を超えるのは 20 万人以上の自治体であり、本町と同程度の 3~5 万人規模の自治体では 895g/人/日（平成 23 年度）です。これらのことから、本町は、町民 1 人 1 人のごみ減量が重要です。
- ・出したごみの一部は、集団・拠点回収や処理施設における再資源化処理を経て資源となりますが、まずは、家庭から発生するごみそのものを減量することが重要です。
- ・町民・事業者アンケート（平成 24 年度）によれば、7 割の町民及び 7 割の事業者が「ごみ減量が可能」と回答しています。（10 ページ及び 11 ページ参照）
- ・以上をふまえ、10%以上のごみ排出量の削減に取り組むことをめざします。

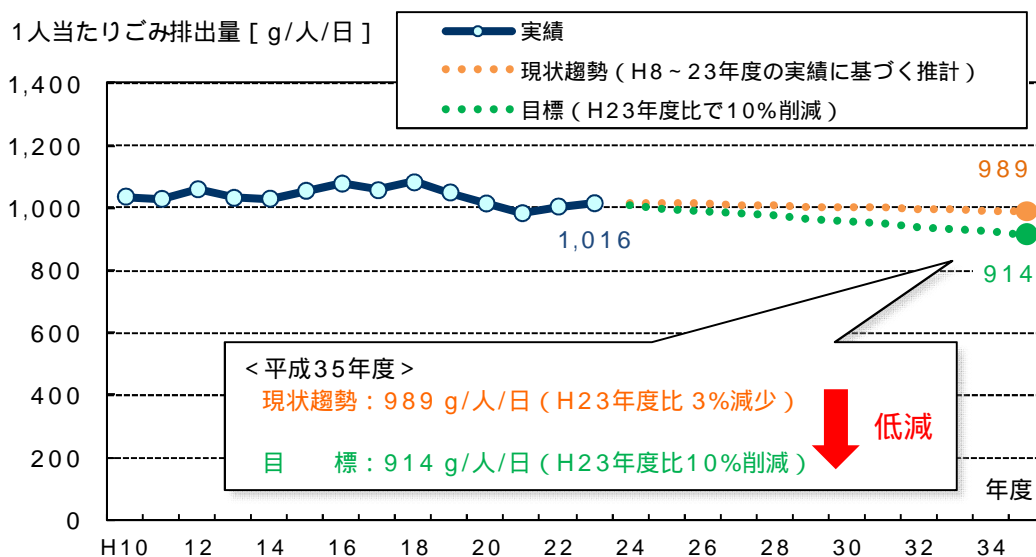


図- 6 1 人当たりごみ排出量の現状と目標値

「1 人当たりごみ排出量」は以下で定義。

1 人当たりごみ排出量

= ごみ排出量（可燃、不燃、資源、粗大、集団及び拠点回収）÷ 収集人口 ÷ 年間日数

<sup>3</sup> 「日本の廃棄物処理 平成 23 年度版」(平成 25 年 3 月、環境省)

**目標**  
**(数値目標)**

ごみ分別を進め、リサイクル率（RDF化を除く）を25%以上までとする。

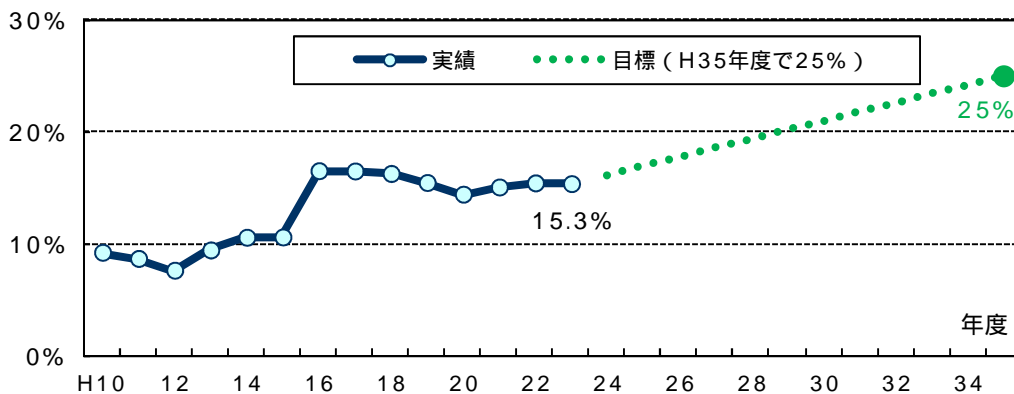
現状値：15.3%（平成23年度）

目標値：25%以上（平成35年度）

<解説>

- ・「1-2 本町のごみ処理の課題」(3ページ)で見たように、本町のリサイクル率は63.1%であり、全国平均(20.4%)を上回ります(図-3)。これは、可燃ごみを原料とするRDFが資源物として計上されるためです。(なお、資源物(集団回収を含む)に占めるRDFの割合は約75%)
- ・しかし、RDF化を除くリサイクル率(排出時の分別に起因する数値)は15.3%であり、全国平均(18.9%)を下回ります。また、RDF化には大きな処理コストがかかっており、逆有償で業者へ引取ってもらっているのが現状です。RDF化する前に分別できるものは分別することが重要です。
- ・RDFの原料である可燃ごみ(その8割が家庭由来です)は、分別資源化可能な紙ごみが多く含まれます。これをふまえ、平成25年より紙ごみ(新聞、雑誌、段ボール等)の拠点回収を始めています。この拠点回収や集団回収による紙ごみのリサイクル推進を軸として、使用済小型家電の回収も視野に入れ、リサイクル率の向上をめざします。

リサイクル率（RDF化を含まない）



$$\text{リサイクル率} = \frac{[\text{RDF化を除く資源化総量}] + [\text{集団・拠点回収量}]}{[\text{ごみ排出量} (\text{集団・拠点回収含む})]}$$

図-7 リサイクル率の現状と目標値

【参考】家庭系可燃ごみに含まれる、分別資源化可能な紙ごみのうち50～80%が資源回収に移行したと仮定すると、リサイクル率(RDF化を除く値)が20～23%に増加すると試算されます。

なお、ここでいう「リサイクル率（RDF化を除く）」は以下で定義。

$$\begin{aligned} &\text{リサイクル率（RDF化を除く）} \\ &= (\text{施設でのごみ資源化量} + \text{集団・拠点回収量}) \\ &\div \text{ごみ排出量（集団・拠点回収含む）} \end{aligned}$$

目標  
(定性目標)

苅田エコプラントの施設寿命という中長期的課題をふまえ、本計画期間のできるだけ早い段階で、新たなごみ処理体制への移行について方向性を確定する。

<解説>

- ・本町では、平成10年以降、RDF化による処理を採用しています。しかし、苅田エコプラントは約10年後に施設寿命を迎えます。
- ・RDF処理は、燃料としての利用可能性や、最終処分が不要というメリットがあります。しかし、製造コストが高いため、本町の1人当たりのごみ処理経費が全国平均と比べ1.6倍高くなっています(図-8)。
- ・苅田エコプラントの施設寿命を見すえ、本計画期間中に、次期処理システムの検討及び方向付けが必要です。

(具体的なシステムについては、新しい処理方法の採用のみならず、苅田エコプラントの効率的な運用も含めた幅広い観点で、技術及びコストを比較するなどし適用可能性を検討する必要があります。また、町民・事業者に対して周知・合意形成が必要な事項でもあります。いずれにせよ、早期に検討・着手が必要です。)

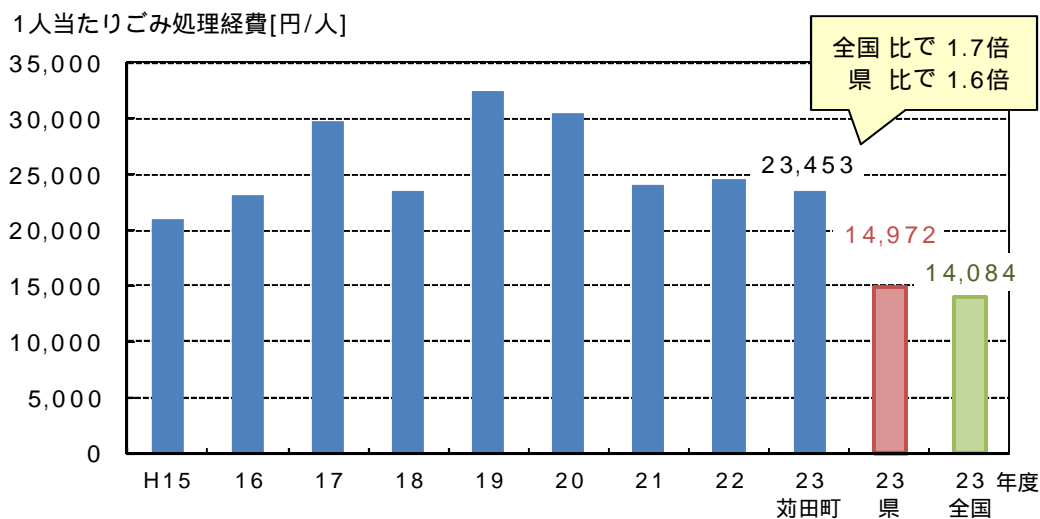


図-8 1人当たりごみ処理経費の推移

## 4 章 目標実現のための取組

前章で挙げた各目標を実現するための取組を以下に示します。

### 4-1 取組の体系

方向性	取組
ごみ減量の推進	-1 家庭から出るごみの減量 -2 事業所から出るごみの減量 -3 ごみ有料化に関する検討の着手
ごみ分別・リサイクル等の推進	-1 分別・リサイクルの推進 -2 紙ごみの拠点回収の推進 -3 リユースの推進
ごみについて考える機会の増加	-1 ごみに関する情報発信の充実 -2 環境教育・学習の充実
ごみ処理システムの 継続的な改善	-1 ごみ処理システムの適正運用と改善 -2 新たなごみ処理体制に向けた検討の着手

各取組の内容は次ページ以降に示します。

本計画の取組は各主体（町民・各種団体<sup>4</sup>、事業者、行政）の協働で進めていくべきものであることから、取組の趣旨とともに、主体別の「各主体が取り組むこと」を整理しています。

<sup>4</sup> ここでいう「各種団体」とは、自治会等の地縁団体、ボランティア団体、大学等の教育機関などを指します。

## 4-2 取組の内容

### (方向性 …ごみ減量の推進)

#### 【取組 -1】家庭から出るごみの減量

家庭から出されたごみの一部は再資源化されますが、再資源化の工程で処理コストが発生しています。ごみ減量・リサイクルの取組の考え方に、リデュース（Reduce：発生抑制）リユース（Reuse：再利用）リサイクル（Recycle：再生）という3Rがあります。これは取組の優先順位を表すものでもあり、まずは、リデュースを優先することが重要です。

環境に関するアンケート調査（平成24年度）によれば、町民の約7割が「今後ごみを減らせる」と回答しており、取組の余地は十分にあります（図-9）。

特に、家庭系可燃ごみについては、本町のごみ排出量のうち約6割を占めることから、各家庭における取組の実践が求められています。効果的なごみ減量のためには、町民1人1人の減量行動が必要です。

#### 各主体が取り組むこと

町民 各種団体	<p>買うべきものをよく吟味し、本当に必要なもの以外は購入しないよう心がけます。また、長期間利用できる製品を優先して購入します。</p> <p>買い物の際はマイバックを持参します。また、できるかぎり、店に対し簡易包装を要請します。</p> <p>家具や家電製品などは、メンテナンスを行い、できるだけ長く使うように努めます。</p> <p>生ごみの水切りを徹底するなどし、家庭から出すごみの重量を減らします。生ごみは、行政による生ごみ処理機器設置補助金制度などを活用し、堆肥化し家庭菜園などで使用するよう努めます。</p> <p>各種団体は、ごみ減量に関する町民への意識啓発活動（シンポジウムなど）を実施・協力します。</p>
事業者	簡易包装に努めるなど、家庭ごみの減量に寄与する取組を進めます。
行政	町民に対し、家庭でできるごみ減量の取組についての啓発や情報提供を行います。また、家庭でのごみ減量を支援する制度を検討・実施します。

「各種団体」は、本計画では、町内で環境保全活動に取り組む自治会、NPO やボランティア団体、大学等の教育機関のことを指します。

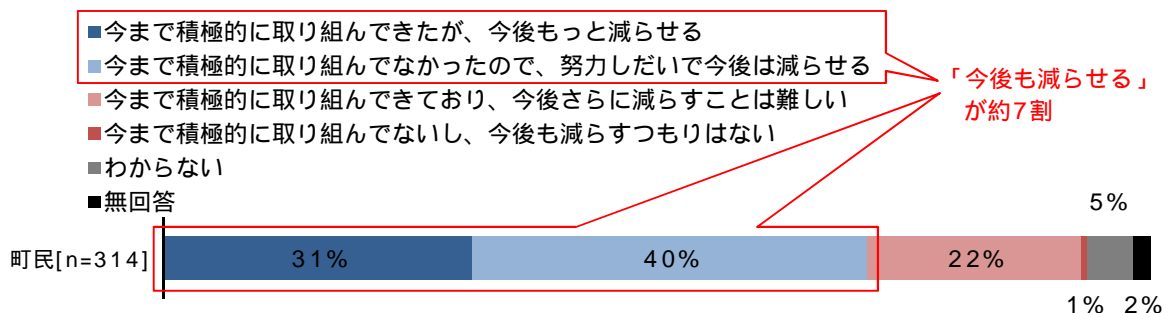


図-9 今後のごみ減量についての意向（町民アンケート結果）

## 【取組 -2】事業所から出るごみの減量

事業所から出されるごみは、リサイクル関連法令及び「苅田町廃棄物の処理及び清掃等に関する条例」(第6条の2)に基づき、事業所自ら責任の下、ごみ減量及び処理を行うことが求められます。

事業系ごみ(事業系一般廃棄物)は、ごみ排出量の2割を占めています。家庭ごみと比べると量は少ないものの、処理過程で処理コストが発生しているため、減量に努めることが重要です。

環境に関するアンケート調査(平成24年度)によれば、事業者の約7割が「今後もごみを減らせる」と回答しており、取組の余地は十分にあります(図-10)。

### 各主体が取り組むこと

町民 各種団体	飲食店で食べ残しを極力しない、勤め先の事業所におけるごみ減量に積極的に取り組むなど、事業所から発生するごみの減量に努めます。
事業者	事業活動に伴い発生するごみ量を減らします。 (例) 製造業..... 生産工程の改善によるごみの減量 オフィス等..... 両面コピーや電子データ化によるごみの減量 飲食業..... 食材の余りものが出ないよう調達・調理を工夫 原材料や商品の輸送の際には取引先と連携し簡易包装に努めるなど、自社だけではなく他の事業所と連携した取組も進めます。
行政	事業所に対し、ごみ減量やリサイクル対策など実施可能な取組について、インターネット等を活用し、情報提供を進めます。情報の収集・整理にあたっては、例えば、先進的な取組を行う事業者や事業者団体などと連携・協力します。 事業所でのごみ減量を支援する制度を検討・実施します。

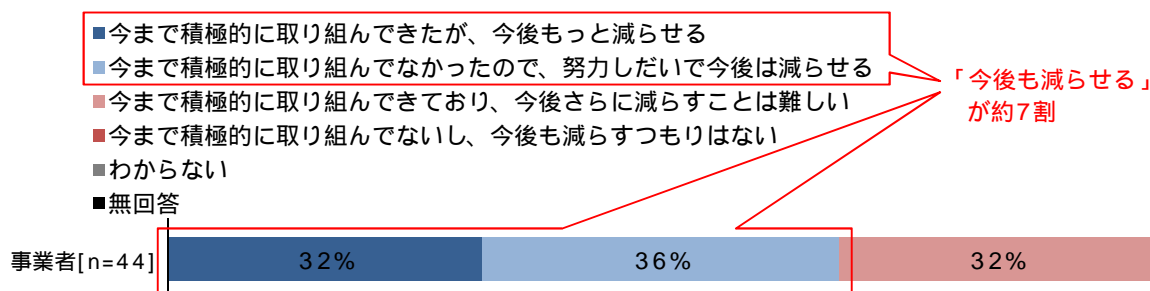


図- 10 今後のごみ減量についての意向(事業者アンケート結果)

### 【取組 -3】ごみ有料化に関する検討の着手

ごみ有料化は、ごみ減量のための有効手段の 1 つであり、全国の 6 割の自治体が有料化を実施<sup>5</sup>しています。福岡県内では、手数料を徴収せずごみ袋の製造代のみを徴収する自治体も一部ありますが、ごみ袋の無料配布を行っているのは本町のみとなっています。

本町においても、ごみ有料化は将来の選択肢です。ただし現段階では、有料化を求める声も一部ではあるものの、町全体として機運が高まっているとはいえません。今後、現状のごみ処理コストを含めた費用対効果などを十分検討し、かつ、負担者である町民自身における必要性の認識が浸透することが、導入にあたっては必要です。

そのため、現時点から、ごみ有料化について検討をはじめるとともに、検討成果に関する情報を公表していきます。

また、ごみ有料化が実施されない場合にあっても、ごみの収集システムについて、より効果的なものとなるよう、変更を検討・導入していきます。

#### 各主体が取り組むこと

町民 各種団体	本町のごみ排出の課題（例：1人当たりのごみ排出量が多いことなど）について、行政からの情報に耳を傾け、理解を進めます。また、各種団体においては、団体活動やメンバーを通じ、一般町民に対する普及啓発を行います。
事業者	町民との接点が多い事業者などは、行政による本町のごみ排出の課題についての情報提供に協力します。
行政	本町のごみ排出の課題（例：1人当たりのごみ排出量が多いことなど）について、町民等に対する情報提供を積極的に行います。情報提供にあたっては、あらゆる機会や手段を活用します。 ごみ有料化に関する全国等の動向に注目し、情報収集や分析に努めるとともに、町民の機運が高まった段階で実施します。 また、ごみ有料化によらない取組についても、情報収集や費用対効果の検討を行い、実行可能な範囲で実施します。

<sup>5</sup> 環境省の定義では、処理手数料を徴収する場合を有料化という。「日本の廃棄物処理 平成 23 年度版」(環境省)によれば、生活系可燃ごみの有料化の実施率は 59% (1,742 自治体中 1,026)



## (方向性 …ごみ分別・リサイクル等の推進)

### 【取組 -1】分別・リサイクルの推進

本町では、現在、かん・びん・ペットボトル等について、資源物として回収し、苅田町リサイクルセンターで中間処理（分別）後、指定法人を通じ再商品化事業者へ引き渡しを行っています。また、紙ごみについては、集団回収（住民団体による回収）及び拠点回収をおこなっています。今後も、引き続き、これらの取組を進めていきます。

可燃ごみについては、苅田エコプラントで中間処理（RDF 製造）後、燃料として利用しています。これもリサイクルの一種であり、本町の RDF 処理を含めたりサイクル率は、63%と全国でもトップクラスです。しかし、「1-2 本町のごみ処理の課題」（2 ページ）で述べたように、処理経費が高くなっていることが課題です。

#### 各主体が取り組むこと

町民 各種団体	資源ごみを出す際には、分別ルールを守るとともに、不純物が混入しないよう心がけます。 地域団体による集団回収や、紙ごみの拠点回収などを利用します。集団回収を行っている団体は、継続的に取り組みます。集団回収を行っていない団体は、登録について検討します。 商品を購入する際は、グリーン購入 <sup>6</sup> の考え方にに基づき、再生資源を使ったものを優先して選択します。
事業者	事業活動に関連するリサイクル関連法令を遵守します。 製造業者等は、グリーン購入の考え方にに基づき、製品の原材料として再生資源をできるだけ活用するとともに、リサイクルの容易さにも配慮した商品設計・製造を行います。 小売業者等は、資源物の店頭回収に協力します。
行政	資源物（かん、びん、ペットボトル、紙ごみ）の分別収集・リサイクルを行います。 既存地域団体などの各種団体に対しても、集団回収制度を普及します。 紙ごみの拠点回収は、町民への情報提供を積極的に行い、認知度向上に努めます。 庁内で使用する物品の調達にあたっては、グリーン購入の考え方にに基づき、再生資源を使った製品の購入に努めます。 RDF については、リサイクル率向上に寄与するものの、処理経費が課題となっていることから、より効率的な施設運用や、適正な処理システムへの移行を含めた検討に着手します。

<sup>6</sup> グリーン購入とは、製品やサービスを購入する際に、必要性をよく考えるとともに、環境負荷が少ないものを選択すること。購入者自身の環境配慮のみならず、環境負荷の少ない製品やサービスの開発・普及を促し、経済活動全体を環境負荷の低いものへ変えていく点からも重要。

## 【取組 -2】紙ごみの拠点回収の推進

可燃ごみの組成をみると、「厨芥類（生ごみ）」の35%に次いで、「再資源化可能な紙類」の割合が27%と高くなっています<sup>7</sup>。

可燃ごみに含まれる紙ごみ（新聞・雑誌・段ボール等）は、RDFとして再資源化されています。しかし、RDF処理には少なからぬ費用が発生しています。ごみ処理経費の観点からみた本町の課題として、1人当たりのごみ処理経費が全国平均と比べ高いことや、製造したRDFが有価物となっていないことが挙げられます。事前に分別できるものは分別し、その上で再資源化するという優先順位を意識する必要があります。

本町では、平成25年度から、紙ごみの分別拠点回収を行っています。導入して間もなく、現時点では認知度が低いことから、今後、普及が必要です。

### 各主体が取り組むこと

町民 各種団体	再資源化可能な紙ごみが多いという本町の課題を理解し、行政が行う紙ごみの拠点回収あるいは集団回収に協力します。また、各種団体は、行政による周知啓発や取組に協力します。 紙ごみの拠点回収は認知度の向上が必要であることから、知り合いなどに紙ごみの拠点回収を紹介します。
事業者	行政による周知啓発に協力します。 小売業者等、町民との接点が多い事業者（例：スーパーマーケットや商店街など）は、紙ごみの拠点設置に協力します。
行政	紙ごみの拠点回収について、広報、ホームページ、各種機会を活用することで情報発信を行い、町民等への理解・普及を進めます。 拠点回収実績と合わせて、利用者の意見を反映し、より利用しやすいしくみへ改良していきます。

#### 【コラム】～ 紙ごみの拠点回収を行っています ～

本町では、これまで可燃ごみとして回収してきた紙ごみについて、資源化及びごみ処理経費の削減を進めるため、平成25年6月より、町内6箇所に紙ごみの資源回収ボックスを設置し、拠点回収の取組をスタートしました。紙ごみの資源化にぜひご協力下さい。

設置場所：苅田町役場（東口玄関）、北公民館、中央公民館、西部公民館

小波瀬コミュニティセンター、総合福祉会館 の6ヶ所（今後拡大検討）

回収品目：新聞、雑誌、段ボール等

<sup>7</sup> 組成率は「苅田町家庭系可燃ごみ組成調査報告書」（H24年3月）による。「再生資源化紙類」とは、紙ごみのうち、リサイクル困難なもの（紙おむつ、衛生用紙など）を除いたもの。

## 【取組 -3】リユースの推進

ごみとして捨てられるものの中には、修理したり、他の人へ譲ったりすることでまだ使えるものもあります。リユースの取組は、リサイクルと比べ処理費用が少なく済みます。

本町におけるリユースの取組は、「ふるさと苅田地産地消フェア」などのイベントにあわせた取組や、リサイクル関連事業者などが事業として行う取組などがあります。これらの取組がより活発になるようにします。

### 各主体が取り組むこと

町民 各種団体	住宅・家具・家電製品・子ども用品・書籍など、ものの購入に当たっては、中古品も含めて検討します。また、各種団体においても、活動資材等の購入にあたっては中古品も含め検討します。 各種団体は、フリーマーケットやバザーなどの企画・運営、ものを長く大切に使うことについての意識啓発活動、ものの修理方法を広めるイベントや講座などを積極的に行います。
事業者	事務用品や機器等の購入にあたっては、中古品も含めて検討します。不要になった事務用品や機器は、中古市場等を通じて、リユース品として流通させます。 製造・小売業者などは、取り扱う家具や家電製品などについて、新規購入よりも安価に修理するサービスを提供します。
行政	「ふるさと苅田地産地消フェア」などのイベントの際、フリーマーケット・バザー・などを設置するよう努めます。 各種団体によるフリーマーケットや、事業者によるものの修理など、リユースの取組を支援します。(例：広報やホームページ等による情報提供)

### 【コラム】～ ふるさと地産地消フェアに足を運んでみては？ ～

地元産の農水産物の販売を通し、生産者と消費者との交流機会の拡大を目的として、毎年12月に、「ふるさと地産地消フェア」を開催しています。  
(会場：苅田町役場駐車場)

農水産物販売のほか、フリーマーケット、堆肥の無料配布、環境に関するコーナーの展示等があります。地域の恵みを楽しむとともに、環境保全のためにできることをやりたいですね。



環境コーナーの様子

## (方向性 …ごみについて考える機会の増加)

### 【取組 -1】ごみに関する情報発信の充実

ごみ減量・リサイクルの効果を上げるには、実際の行動主体である町民・事業者自身における動機づけや意識向上が必要です。そのためには、町民・事業者に対し、本町のごみ減量・リサイクルの実態の公開や実行可能な取組の例示など、動機づけや意識向上のきっかけとなる情報が提供されることが必要です。

行政・各種団体・事業者が協力し、ごみに関する情報発信を充実します。

#### 各主体が取り組むこと

町民 各種団体	ごみ減量・リサイクルに関する情報(例:本町のごみの課題や、家庭で実行できる取組等)を積極的に入手し、ごみ減量・リサイクルへの意識・理解を高め、家庭での取組に反映します。家族や所属する団体・コミュニティ間で情報を共有し、取組の輪を広げます。 各種団体は、ごみ減量・リサイクルに関する情報を、町民等へ分かりやすく伝えます。
事業者	ごみ減量やリサイクルに関する情報(例:本町のごみの課題や、事業所で実行できる取組等)を積極的に入手し、自社の取組に反映します。 自社が行っている取組について、他事業者等が参考できるよう、情報公開を積極的に行います。
行政	本町のごみ排出の課題(1人当たりのごみ排出量が多い、ごみ処理経費が高いこと等)について、町民等に対し、情報提供を積極的に行います。 町民や事業者に対し、具体的に実施できる取組についての情報を提供します。あわせて、日ごろから、各種団体や先進的取組を行う事業者等とのネットワークを構築し、情報収集の際に活用します。 情報提供にあたっては、インターネット・広報・イベント等のあらゆる媒体を利用するとともに、各種団体や事業者とのネットワークも活用します。

## 【取組 -2】環境教育・学習の充実

ごみ分野(あるいはもっと広く環境)について学べる機会が充実していることが重要です。公民館講座や環境関連の学習講座を活用し、ごみ・リサイクルをテーマとして取り上げることで、ごみについて学ぶ機会を増やします。

また、小中学校などにおいても、授業で環境やごみをテーマに取り上げるなどし、環境問題について高い意識をもつ次世代人材を育成します。

### 各主体が取り組むこと

町民 各種団体	行政等から提供される学習機会を積極的に活用し、理解を深め、日頃の活動に反映します。 各種団体は、それぞれの得意分野を活かしながら、本町におけるごみ減量・リサイクル分野の学習の充実に協力します。(例：専門的知識をもつ人材の提供、イベント等の企画協力など)
事業者	ごみ減量・リサイクル分野の学習の充実に協力します。 (例：専門的知識をもつ人材の提供、活動場所の提供など)
行政	公民館講座や環境関連学習講座等において、ごみ・リサイクル関連のテーマを積極的に扱います。 小中学校や地域団体を対象とする出前講座を検討・実施します。 町の施策に協力し、取組の先導的役割を担う人材を発掘します。例えば、ごみ・リサイクル分野で活動する各種団体や、先進的取組を行う事業者、専門的知識をもつ町民(例：行政OB)等が挙げられます。 ごみ処理施設の見学を積極的に進めます。

### 【コラム】～ エコキャップ運動に参加しています！ ～

エコキャップ運動はペットボトルキャップのリサイクルを通じた環境意識啓発から始まった全国的な取組です。現在では、キャップの売却から得られた利益が、途上国の子供たちのポリオワクチン購入代金として「世界の子どもにワクチンを 日本委員会」へ寄付されるしくみへ発展しています<sup>1</sup>。

苅田町もエコキャップ運動に参加しています。役場や各公共施設に設置する回収ボックス(右写真)及び可燃物置場<sup>2</sup>で回収するしくみです。回収ボックスで回収されたエコキャップの量は、累計で6,505kg<sup>3</sup>(約270万個)であり、ワクチン約3,300人分に相当します。



- 1：NPO法人エコキャップ推進協会ウェブサイト(<http://ecocap.or.jp/katudo.html>)より。
- 2：可燃物収集日に50個程度袋に入れて可燃物置場に置いていただければ回収します。
- 3：第18回搬入(平成26年2月21日)までの合計。

## (方向性 …ごみ処理システムの継続的な改善)

### 【取組 -1】ごみ処理システムの適正運用と改善

収集・運搬・処理方法などを含めた本町のごみ処理システムについて、適正に運用・実施します。さらに、ごみ行政をとりまく状況の変化を適切に察知・予測し、環境負荷削減及びコスト削減の観点から、より適切なものへ逐次改善していきます。

#### 各主体が取り組むこと

町民 各種団体	ごみ排出量をできるだけ減らすとともに、ごみ出しルールを守ります。 自治会等は、住民に対するごみ出しルールの徹底を周知します。 不法投棄など、不適正な処理は行いません。 行政がごみ処理システムの課題への対応策を検討・実施する際には、その背景や目的を理解し、積極的に協力します。(例：新たな制度の導入、実証実験への協力など)
事業者	ごみ排出量をできるだけ減らすとともに、ごみ・リサイクル関連法令を遵守します。 不法投棄など、不適正な処理は行いません。 行政がごみ処理システムの課題への対応策を検討・実施する際には、その背景や目的を理解し、積極的に協力します。(例：実証実験への協力、人材や情報の提供など)
行政	現状のごみ処理システムを適正に運用します。また、ごみ処理システムに運用上の課題が生じた場合、町民・各種団体、事業者等と協力しながら対応策を検討・実施し、システムの改善に努めます。

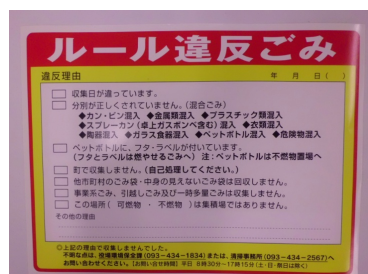
#### 【コラム】～ ルール違反シールを貼られないようにしましょう ～

苅田町では、ごみ出しルールの適正化を目的とし、ルール違反シールによる啓発活動を行っています。ルールが守られていないごみにルール違反シールを貼ることによって、排出者に気づいてもらう取組です。

また、ごみの種類が多様化し、分別が複雑で分かりにくいことも考えられるため、指導や啓発にも取り組んでいます。

<【参考】チェックシールの貼り付け枚数>

平成24年度：16,315枚



ルール違反シール  
(貼られないようにね！)

## 【取組 -2】新たなごみ処理体制に向けた検討の着手

本町のごみ行政が直面している大きな課題として、RDF の処理コストが高いこと、及び苅田エコプラントが今後約 10 年で施設寿命を迎えることが挙げられます。（「1-2 本町のごみ処理の課題」(2 ページ参照)）

これらは、本町のごみ処理システムの根本にかかわるため、一朝一夕で改善策が見つかるものではなく、長期的かつ計画的に取り組んでいくべきものです。

本計画では、現在の苅田エコプラントの施設寿命を見すえ、本町に適したごみ処理システムについて、現段階から検討を進めていきます。

### 各主体が取り組むこと

町民 各種団体	本町の特徴である RDF 処理について、行政から出される情報等に基づき、メリット/デメリットを認識します。各種団体は、これらの情報を分かりやすく町民へ伝える等します。 将来、行政より新たなごみ処理システムの案（あるいは検討機会）が出された際には、パブリックコメントや説明会等に積極的に参加します。
事業者	本町の特徴である RDF 処理について、行政から出される情報等に基づき、メリット/デメリットを認識します。
行政	現状の苅田エコプラントが抱える課題や施設寿命（約 10 年後）を見すえ、本町に適した処理システムについて、現段階から検討に着手します。町民等に対して、RDF 処理が抱える課題や、次期処理システムの検討状況等について、情報提供を積極的に進めます。

### 【コラム】～ RDF 処理のメリットとデメリット ～

RDF (Refuse Derived Fuel: ごみ固形燃料) とは、生ごみ、廃プラスチック、古紙などの可燃ごみを、粉碎・乾燥後に生石灰を混合し、圧縮・固化したものです。平成 10 年頃、ごみ処理施設でのダイオキシン対策強化をきっかけとして、RDF 処理施設の導入が全国各地で進みました。

RDF 処理のメリットは、ごみが利用しやすいエネルギー源（固形燃料）として生まれ変わることや、再資源化によりリサイクル率が大きく向上すること、最終処分量が少なく済むこと等が挙げられます。

しかし、一方で、通常の焼却処理等と比べて処理経費が高いことや、RDF の受入れ先の確保が難しい（或いは受入れ先が遠距離の場合に移送費がかかる）といった課題に悩む自治体も見受けられます。

## 5章 計画の推進

### 5-1 進捗管理の考え方

本計画を実効性のあるものとしていくためには、計画に記載されている取組を着実に実践し、その進捗状況や、取組の効果（目標の達成状況など）を点検・評価し、さらにそれを次の実践へとフィードバックさせていくことが重要です。

そこで本計画では、＜PLAN：計画＞ ＜DO：実行＞ ＜CHECK：点検・評価＞〔ACTION：見直し〕というPDCAサイクルの考え方に基づく進捗管理により、各取組を継続的に改善していきます。

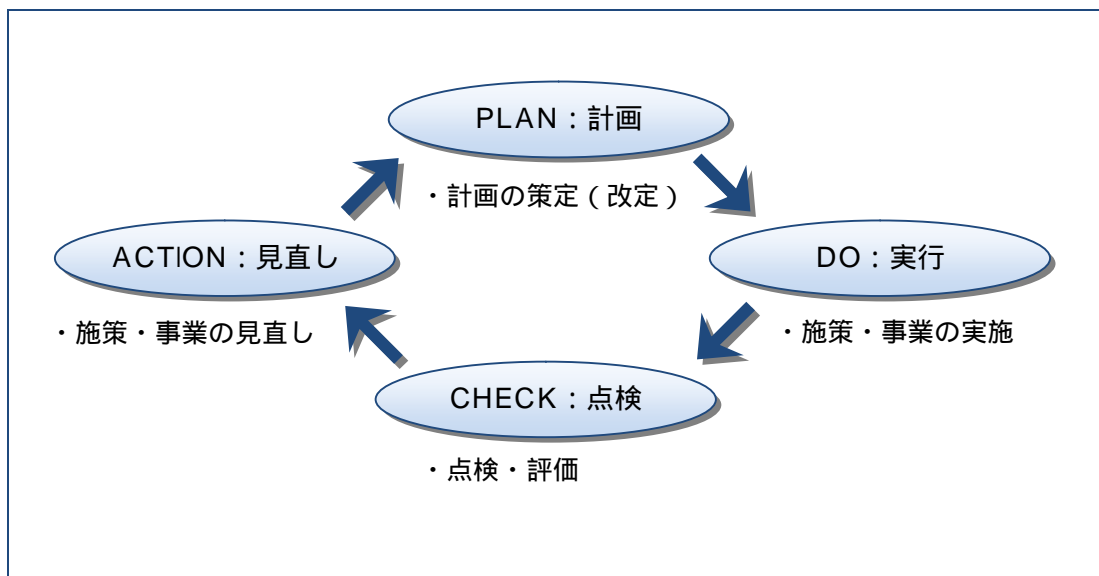


図- 11 PDCA サイクルの考え方



## 5-2 進捗管理の手順

### 進行管理の手順

事務局（環境保全課）は、自らが所管する取組の進捗を確認するとともに、関係各課が所管する取組については当該課へ取組の進捗報告を依頼します。

関係各課は、各取組の進捗を報告します。

事務局は、関係各課からの報告等に基づき、計画の進捗を〔（仮称）ごみ処理基本計画進捗レポート（案）〕としてとりまとめ、苅田町環境審議会へ報告します。

苅田町環境審議会は、事務局からの報告を受け、本計画の進捗を審議・評価します。

「（仮称）ごみ処理基本計画進捗レポート」は、苅田町環境審議会の意見を付して、インターネットなどを通じて公表されます。

町民・各種団体、事業者は、レポートを読み、取組の改善に役立てます。

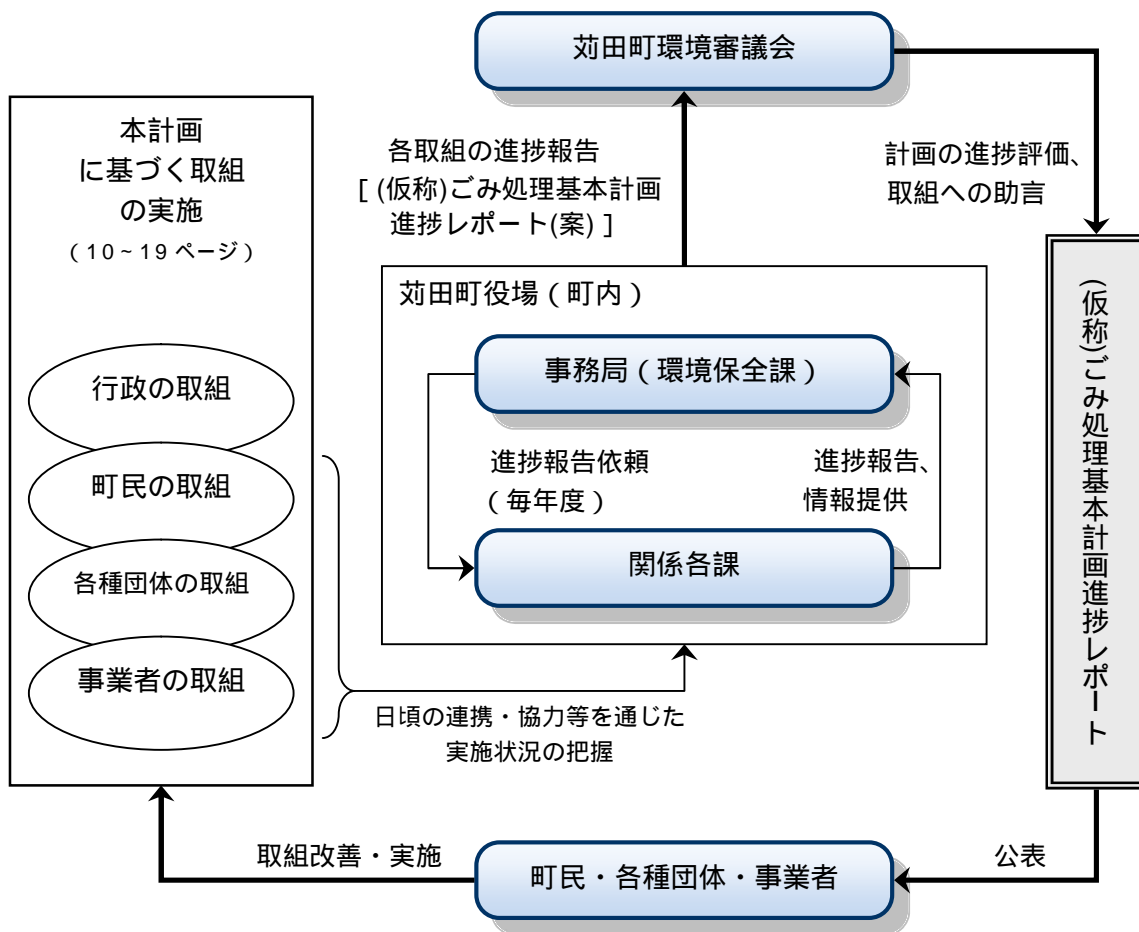


図- 12 進捗管理の手順

### 5-3 計画の見直し

本計画の計画期間は 10 年です。しかし、前節「5-2 進捗管理の手順」で示す計画の進捗評価の結果をふまえ、また、その時点における社会・経済・環境（特にごみ分野）の新たな課題に対応するため、中間時点（5 年程度）での見直しを行います。

## 1. ごみ排出・処理に関する現状データ

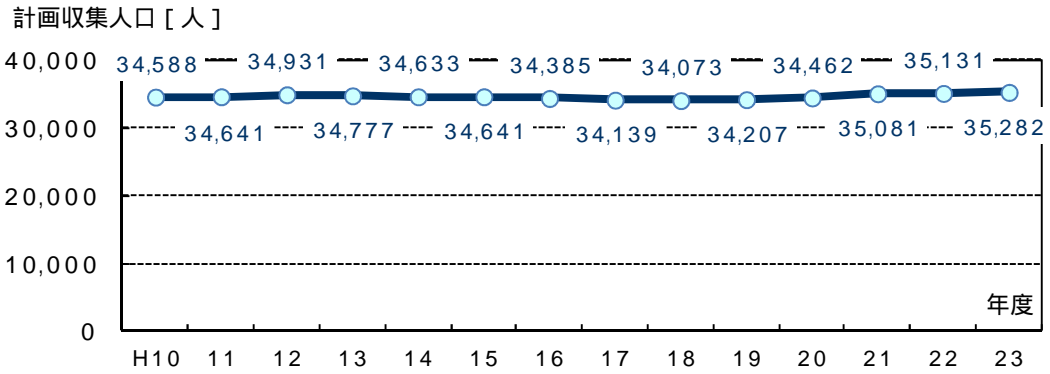


図- 13 計画収集人口

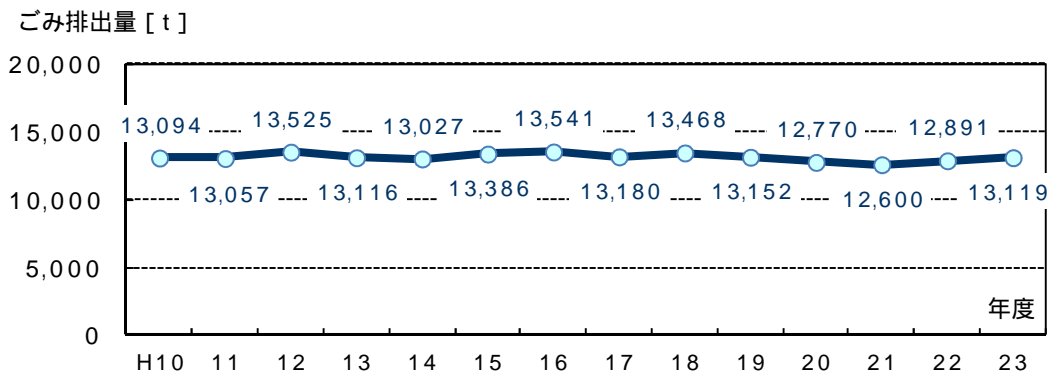


図- 14 ごみ排出量

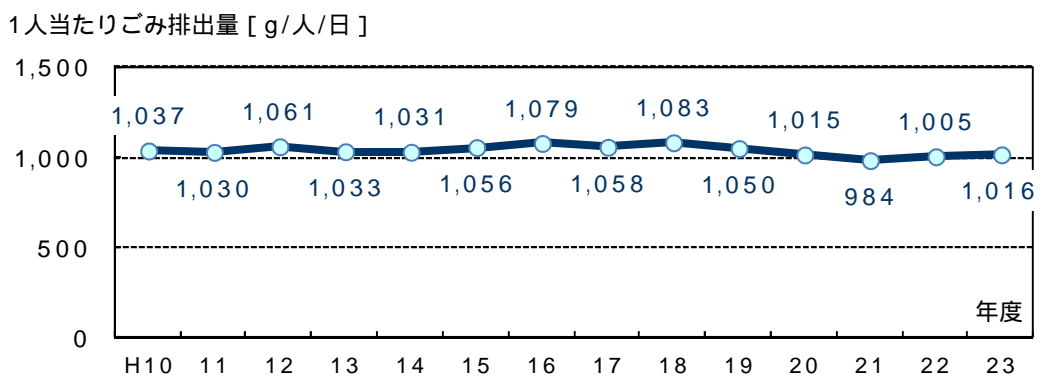


図- 15 1人当たりごみ排出量

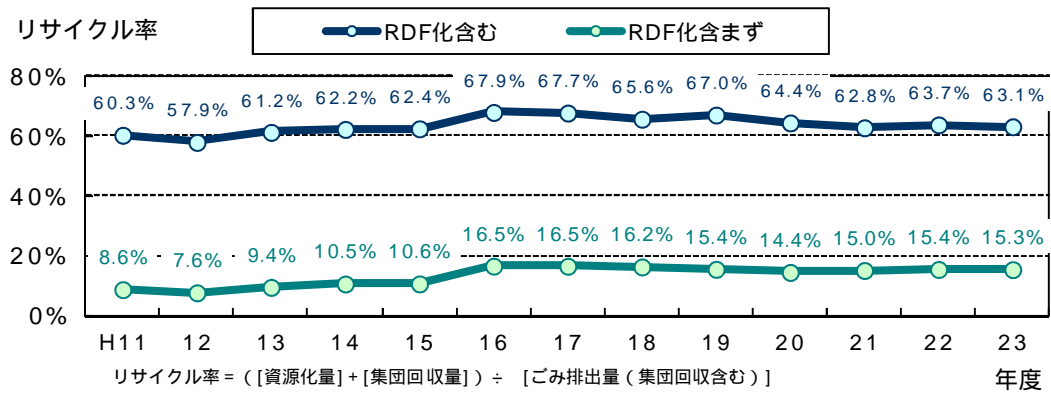


図- 16 リサイクル率

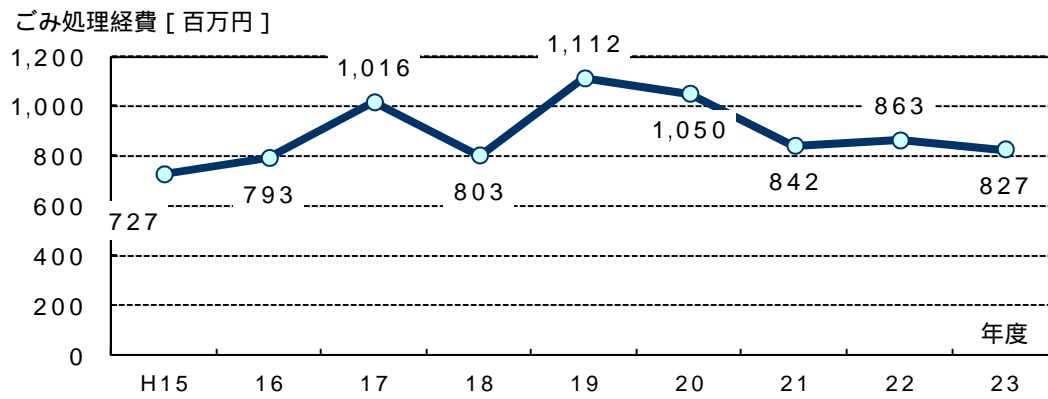


図- 17 ごみ処理経費

## 2. ごみ排出量の将来予測

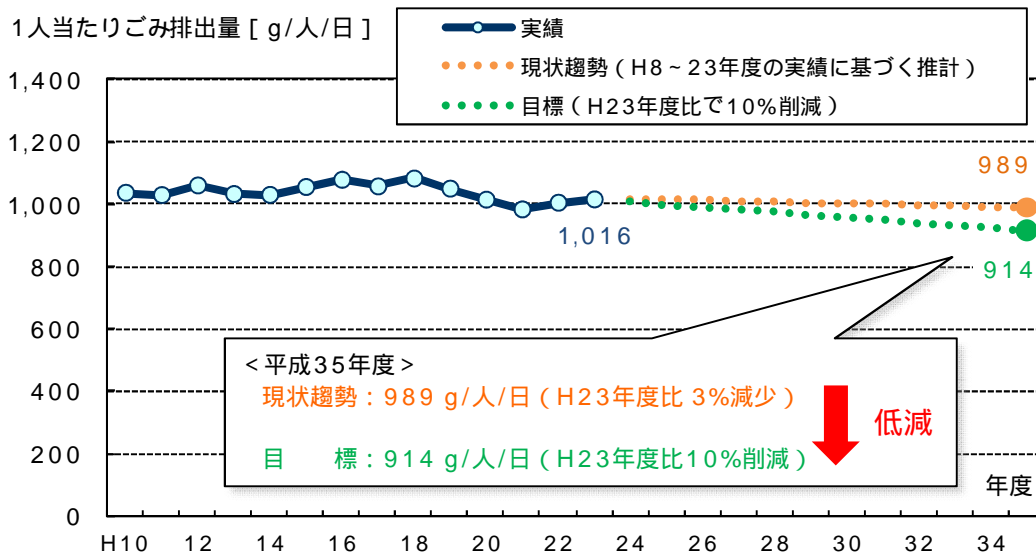


図- 18 1人当たりごみ排出量の将来予測

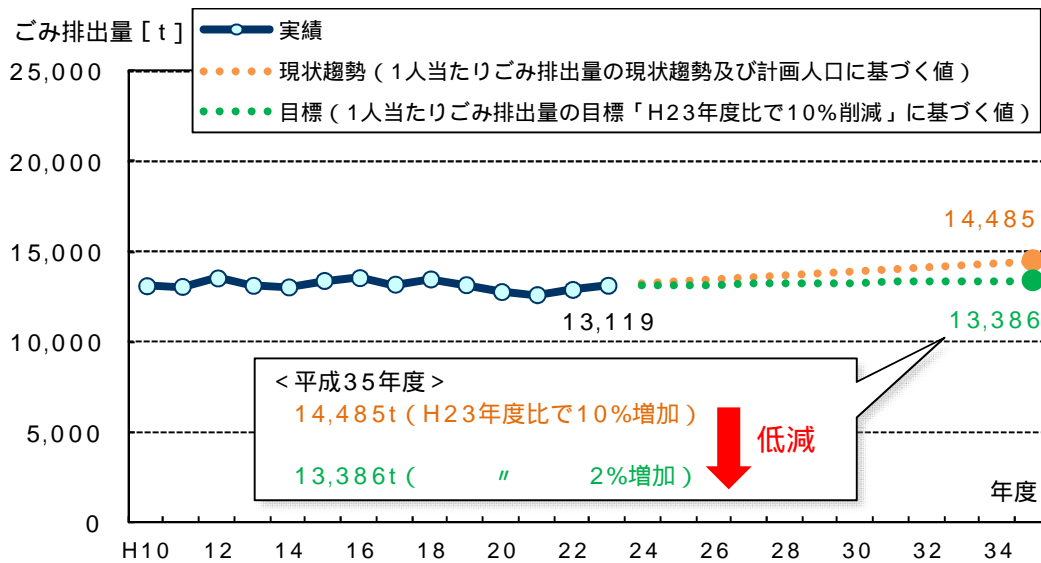
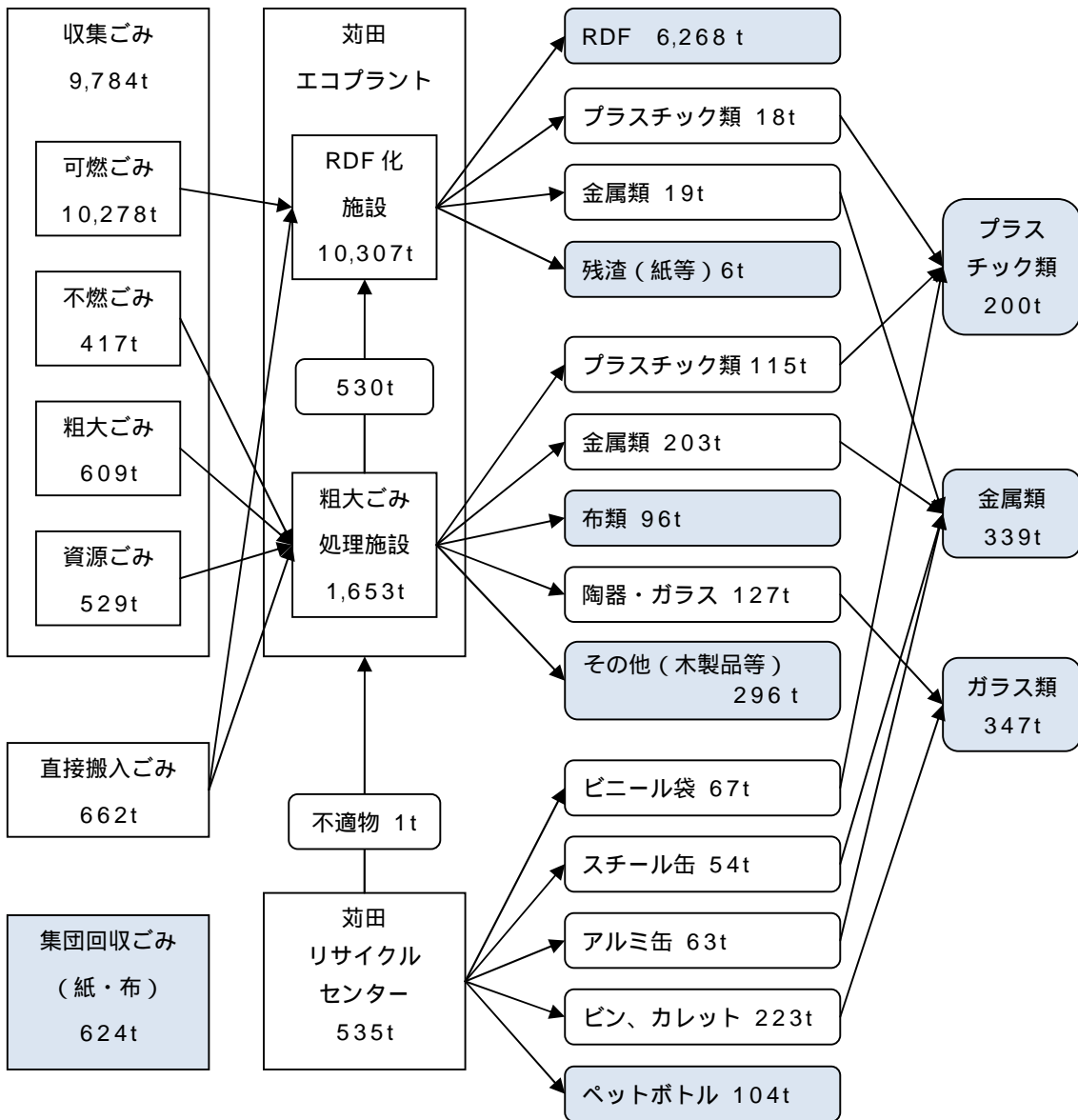


図- 19 ごみ排出量の将来予測

### 3. ごみ処理の状況



図中 **資源化量** の合計：8,280t

数値の小数点以下を省略しているため、合計値があわない場合あり。  
ごみ処理フロー図（平成 23 年度）

### ごみ分別区分

	区分	対象物（主なもの） <sup>2</sup>
町が収集	可燃ごみ	生ごみ、枯葉・生花、発泡スチロール 等
	資源ごみ	缶、ビン、ペットボトル
	粗大ごみ	木製家具、布団、自転車・三輪車 等
	家電ごみ <sup>1</sup>	ステレオ、電子レンジ、ファンヒーター、電気カーペット、炊飯器 等
	その他不燃ごみ	スプレー缶、ポリバケツ、かばん
直接搬入	一般ごみ	一時多量ごみ等
	事業系ごみ	産業廃棄物以外のもの町が指定するもの

1 家電リサイクル法の対象外ものに限る。

2 詳しい分別品目の情報は、苅田町ホームページ

([http://www.town.kanda.lg.jp/\\_1021/\\_1049/\\_1064/\\_1090.html](http://www.town.kanda.lg.jp/_1021/_1049/_1064/_1090.html)) を参照のこと。

### ごみ収集・運搬体制

区分	可燃ごみ	資源ごみ	粗大ごみ	家電ごみ	不燃ごみ
収集区域	町内全域（工場専用地域を除く）				
収集形態	委託				
収集回数	2回/週	1回/週	2回/月	1回/月	2回/月
収集方式	戸別方式とステーション方式の併用				
収集料金	無料				
排出容器指定	指定なし				

第5週目のない月は1回。

### 直接搬入の概要

区分	一般ごみ（引越しごみ等）	事業系ごみ
搬入先	苅田エコプラントに自己搬入（2t車以下）	
処理手数料	30円/10kg	100円/10kg

一時多量ごみについては町が許可した収集運搬許可業者に依頼も可能。

RDF 化・粗大ごみ処理施設（苅田エコプラント）

所在地	苅田町鳥越町 1 番地
処理方式 (処理能力)	RDF 製造 (42t/7 時間) 粗大ごみ破碎・選別 (10t/5 時間)
稼働開始時期	1998 年 10 月 本格稼働
処理フロー	<p>&lt; RDF 化施設 &gt;</p> <p>ピット(受入れ) → 一次破碎機 → 選別機 → 二次破碎機 → 乾燥機 → 成形機 → RDF → セメント工場 (補助燃料)</p> <p>&lt; 粗大ごみ処理施設 &gt;</p> <p>ピット(受入れ) → 選別 → 可燃系 / 不燃系</p> <p>可燃系: 切断機 → 可燃物 → 可燃物</p> <p>不燃系: 粗破碎機 → 回転破碎機 → 選別機 → 可燃物 / 鉄類 / 非磁性物(アルミ等) / 不燃物</p> <p>金属類 → 資源化</p> <p>セメント工場 (補助燃料) / 資源化 / セメント工場 (原料)</p>
外観	



苅田町リサイクルセンター

所在地	苅田町鳥越町 1 番地 3
処理方式 (処理能力)	選別、圧縮、破碎、保管 処理能力：4.9t/日
稼働開始時期	2008 年 7 月 1 日
処理フロー	<pre> graph TD     A([資源ごみ]) --&gt; B[手選別]     B --&gt; C([可燃物等])     B --&gt; D[スチール缶磁選機]     D --&gt; E[手選別]     E --&gt; F[ペットボトル圧縮梱包機]     F --&gt; G([圧縮ペットボトル])     E --&gt; H[手選別]     H --&gt; I([生きビン、カレット])     H --&gt; J[アルミ選別機]     J --&gt; K[缶類金属圧縮機]     K --&gt; L([金属プレス])     J --&gt; M[破碎機]     M --&gt; N([残渣])     </pre>
外観	

## 4. 計画の検討経緯

計画の検討スケジュール

時期		検討内容
平成 24年度	7月～	ごみ排出量等の現況調査及び課題抽出の開始
	8月31日 ～9月14日	町民および事業者アンケートの実施
	10月11日	第1回苅田町環境審議会 【議題】計画の改定について 計画改定のスケジュールについて
平成 25年度	7月3日	第2回苅田町環境審議会 【議題】前計画の点検・評価結果について
	9月10日	第3回苅田町環境審議会 【議題】計画骨子案について
	10月16日	第4回苅田町環境審議会 【議題】計画素案について
	12月6日	第5回苅田町環境審議会 【議題】計画案について
	1月中旬～ 2月上旬	パブリックコメントの実施
	3月	苅田町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定

## 5. 苅田町環境審議会

### 環境審議会委員名簿

(任期：平成24年10月11日～平成26年10月10日)

区分	委員名 ( 会長、 副会長 )	備考
(1) 町議会議員	こやま のぶみ 小山 信美	苅田町議会議員
(2) 識見を有する者	たかみ たかし 高見 徹志	西日本工業大学 名誉教授
	なりた しげあき 成田 樹昭	西日本工業大学 教授
	ふたわたり とある 二渡 了	北九州市立大学 教授
(3) 関係行政機関の 職員	なかその かずえ 中園 和枝	苅田町立馬場小学校 校長
	にしかわ ひとし 西川 仁	福岡県水産海洋技術センター 豊前海研究所 所長
	えとう しゅうじ 衛藤 修治	福岡県京築保健福祉環境事務所 環境課長
(4) その他町長が 必要と認める者	しみず おさむ 志水 修	苅田町区長連合会 会長
	の だ よしお 野田 嘉雄	( 苅田商工会議所 ) 興栄産業株式会社 代表取締役
	まつおか まりこ 松岡 麻利子	( 一般公募 ) 福岡県地球温暖化防止活動推進員



## 苅田町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

発行年月 平成 26 年 3 月

編集・発行 苅田町 環境保全課

〒800-0392 福岡県京都郡苅田町富久町 1-19-1

TEL : 093-434-1834 (直通)

FAX : 093-436-3014 (代表)

ホームページ : <http://www.town.kanda.lg.jp/>

編集協力 株式会社プレック研究所



## 第2次苅田町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

平成26年3月

編集・発行 苅田町 環境保全課